

# 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP協定)に対する考え方

2015年11月4日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
産業技術本部 上席主幹 吉村 隆

# 総論

- この度のTPP大筋合意について、関係者の皆さまのご努力に敬意を表する。
- 今後のジャパンブランドの国際展開を推進するためにも、先進国のみならず新興国において、著作権に関する制度が適切に整備・運用されることが、極めて重要。
- TPPの早期締結に向け、利用と保護のバランスに留意しつつ、国内における必要な制度改正の準備を速やかに行なうべき。
- なお、著作権関係については、交渉過程において参加国間での意見の対立が激しく、情報が断片的に流出したため、関係者の間に不安や誤解がある。文化庁におかれては、周知活動を通じ、払拭に努めていただきたい。

# 各論

## (1) 著作物等の保護期間の延長

- ✓ 遡及効が生じるとの誤解があり、文化庁の周知活動が必須。
- ✓ 権利者不明著作物の利用円滑化、ライセンス体制の構築が今後の課題。

## (2) 著作権侵害罪の一部非親告罪化

- ✓ 協定で求められる範囲の趣旨を踏まえ、国内法制度を適切に設計すべき。

## (3) 効果的な技術的手段(アクセスコントロール等)に関する制度整備

- ✓ 正当なコンテンツビジネスを保護しつつ公正なアクセスコントロールの回避を伴う産業活動を妨げないようにすべき。

## (4) 法定の損害賠償または追加的損害賠償に係る制度整備

- ✓ わが国の法体系との齟齬を避けるべき。